

入所申込み確認及び同意書

※以下の項目をご確認いただき、署名欄にご署名のうえ申込書類と併せて提出してください。

入所および支給認定について	
1	令和9年度(2027年度)西原町保育所・こども園等入所案内の内容を確認しました。
2	職員が関係機関において、住民基本台帳等を閲覧し、居住要件、世帯状況について確認します。
3	申込内容について、保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有します。
4	必要に応じて職場や関係機関等に電話及び訪問・照会を行い、保育できない状況を確認することがあります。
5	公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合において、情報を提供します。
6	申込後、世帯構成(結婚、離婚等)や申込理由(就労、病気等)、就労時間等に変更があった場合は、14日以内に証明書類を提出してください。状況が確認できない場合、入所取消または退所となる場合があります。
7	保育時間の変更等がある場合は前月20日までに証明書類を提出してください。翌月1日からの認定変更となります。
8	申込内容に虚偽があった場合は、入所内定および決定が取消となります。
9	利用施設を1ヶ月以上連続で欠席する場合は、こども課へご連絡ください。
10	新規の入所で育休中の方は、入所の翌月末日の職場復帰が必要です(4月入所の場合、職場復帰の期限は5月31日)。職場復帰が出来ない場合は取消となります。
11	4月入所に向けた認定事務等が集中し、確認および審査に時間を要する場合、変更となった認定証の交付が1月下旬頃となる場合があります。
12	保育の利用状況等に係る証明書(待機証明書)の発行には1週間程度かかります。必要な場合はお早めに申請ください。
13	4歳児から5歳児への進級については、定員が少なくなることから継続入所ができない場合があります。
14	6ヶ月を超える求職活動や年度を超えての求職活動を行っている場合は退園となる可能性があります。
15	申込締切を過ぎて申し込まれた場合、希望月での選考はできません。詳細は入所案内の10ページをご確認ください。
16	在園児や小規模卒園児は優先入所の対象となりますが、保育の必要事由の状況により入園できない場合があります。
17	きょうだい児での申込の場合、同時同施設での利用を優先しますが、調整の結果、別々での利用となる場合があります。
18	公私連携幼保連携型認定こども園の1号認定の入所選考については、小学校区優先となることについて確認しました。また、小学校校区外からの入園も可能ですが、小学校入学の際には、原則指定校区の小学校に入学することになることを確認しました。
転園について	
19	新年度の転園希望は新規申込の扱いとなります。希望先への転園ができず、点数が低い場合は元の園に戻れない可能性があります。
20	年度途中での転園希望の場合は、「待機児童がいない場合」や「ほかに申込者がいない場合」のみ選考の対象となります。
保育料および給食費について	
21	税額の修正や世帯状況等の変更があった際には、保育料が変更となる場合があります。こども課までご連絡ください。
22	保育料や副食費の決定に必要な市町村民税が確認できない場合は、最高階層(8階層)および副食費徴収での決定となります。
23	保護者の収入が生活保護の基準を下回る場合は、同居親族の収入も保育料算定の対象となります。
24	クラス年齢が3歳児以上の児童は、給食費を別途施設へお支払いいただきます(坂田保育所は町への支払いとなります)。
25	申込児童やきょうだい児に在園児または卒園児がいる世帯で、保育料の未納がある方は入所選考で減点の対象となり、新規及び継続入所ができない場合があります。
26	支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)および世帯情報を閲覧します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示します。
27	保育料を指定された日までに必ず納付します。万が一納付できない場合は、児童手当の窓口支給(その児童手当で保育料納付)に応じます。複数月の滞納となった場合は、地方税法の滞納処分の例により差し押さえ等の処分を受けても異議ありません。

上記事項について確認及び同意のうえ、保育所等への利用申込をします。

令和 年 月 日

保護者署名: _____

児童名